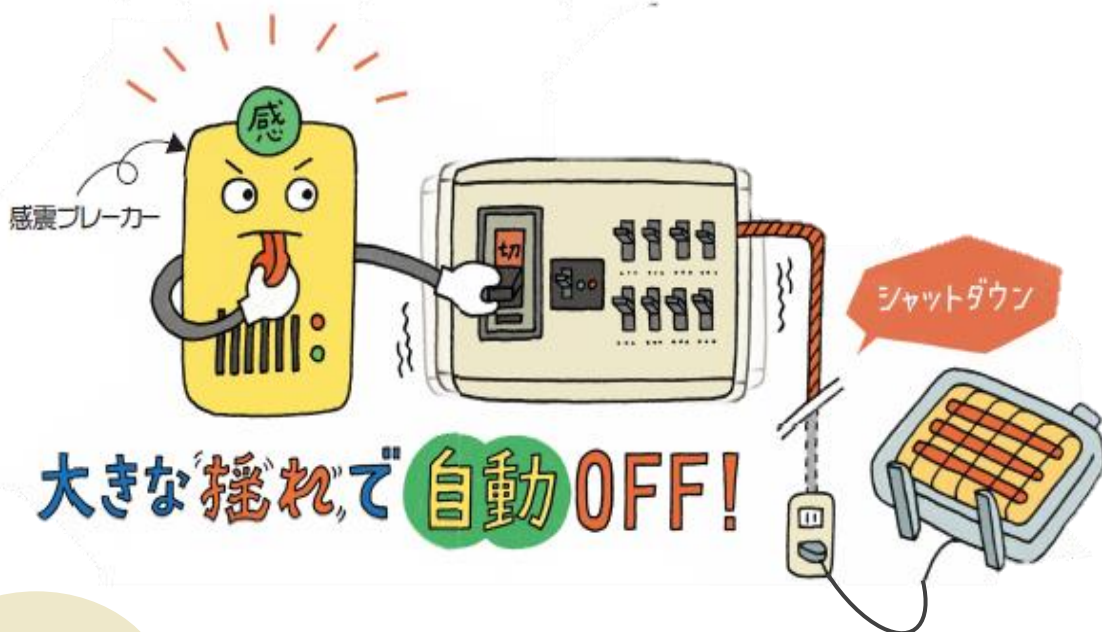


助成

があります

\\ 横浜市と南区からお知らせ //

地震火災防止のために 感震ブレーカーを設置しましょう



感震
ブレーカー
とは

大きな揺れで電気を自動的に遮断し、地震火災の多くの原因とされている「電気出火」を防ぐ効果が大きい器具です。

地震火災の危険性が高い地域 にお住まいの方は

2ページでご確認!

先着200件

器具代金の一部を横浜市と南区が負担します!

先着200件

同居者全員が65歳以上で
ある等の要件を満たす世帯に 取付をサポートします。

申込期間 令和6年6月1日～令和7年1月31日(必着)

● **対象地域** 「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」対象地域。

| | | | | | |
|--|--|---|---|---|---|
| <p>● 泉区</p> <p>白百合1～3丁目 中田北2、3丁目 中田西2～4丁目 中田東1～4丁目 中田南1～5丁目</p> <p>● 磯子区</p> <p>磯子1、2、8丁目 岡村1～7丁目 滝頭1～3丁目 中浜町 久木町 広地町 丸山1、2丁目</p> <p>● 神奈川区</p> <p>旭ヶ丘 入江2丁目 浦島丘 浦島町 大口通 大口仲町 神之木台 神大寺1、4丁目 栗田谷 子安通1丁目 斎藤分町 白幡上町 白幡町 白幡仲町 白幡西町 白幡東町 白幡南町 白幡向町 立町 中丸 七島町</p> | <p>西大口 西神奈川2、3丁目 二本榎 白楽 平川町 広台太田町 松本町1～5丁目 三ツ沢上町 三ツ沢下町 三ツ沢中町 六角橋1～6丁目</p> <p>● 金沢区</p> <p>金沢町 洲崎町 泥亀2丁目 寺前1、2丁目 西柴3丁目 平潟町 町屋町 谷津町</p> <p>● 港北区</p> <p>菊名1丁目 篠原台町 篠原町 篠原西町 篠原東1～3丁目 新吉田東5、6丁目 高田東1、4丁目 綱島西5丁目 仲手原2丁目 錦が丘 日吉本町4丁目 富士塚1、2丁目</p> | <p>● 鶴見区</p> <p>市場上町 市場西中町 市場東中町 潮田町1、2丁目 小野町 岸谷1～4丁目 北寺尾1、2、5～7丁目 汐入町1丁目 下野谷町1～4丁目 下末吉1、4丁目 諏訪坂 佃野町 鶴見1、2丁目 寺谷1、2丁目 豊岡町 仲通1丁目 馬場1～7丁目 東寺尾3、6丁目 東寺尾北台 東寺尾中台 東寺尾東台 本町通1～3丁目 向井町1、2丁目</p> <p>● 戸塚区</p> <p>汲沢1、3～8丁目 戸塚町</p> <p>● 中区</p> <p>赤門町1丁目 池袋 石川町1～5丁目 上野町1～4丁目 打越 大芝台 大平町 柏葉</p> | <p>北方町1、2丁目 鷲山 諏訪町 滝之上 竹之丸 立野 千代崎町1～4丁目 寺久保 仲尾台 西竹之丸 西之谷町 初音町1～3丁目 英町 日ノ出町2丁目 本郷町1～3丁目 本牧荒井 本牧大里町 本牧三之谷 本牧町1、2丁目 本牧原 本牧満坂 本牧緑ヶ丘 本牧元町 豆口台 箕沢 妙香寺台 麦田町1～4丁目 元町1～5丁目 矢口台 山下町 山手町 大和町1、2丁目 山元町1～4丁目</p> | <p>● 西区</p> <p>赤門町2丁目 東ヶ丘 伊勢町1～3丁目 老松町 霞ヶ丘 久保町 御所山町 境之谷 浅間台 浅間町2～5丁目 中央1、2丁目 戸部本町 西戸部町1～3丁目 西前町2、3丁目 浜松町 東久保町 藤棚町1、2丁目 元久保町</p> <p>● 保土ヶ谷区</p> <p>岩崎町 岡沢町 霞台 帷子町1、2丁目 鎌谷町 神戸町 桜ヶ丘1、2丁目 月見台 初音ヶ丘 星川1丁目 峰岡町1～3丁目 宮田町1～3丁目 和田2丁目</p> | <p>● 南区</p> <p>井土ヶ谷上町 浦舟町1丁目 永楽町1丁目 榎町1、2丁目 大岡1～5丁目 庚台 唐沢 共進町1～3丁目 山谷 清水ヶ丘 白妙町1、2丁目 高根町1丁目 通町4丁目 中里1～4丁目 永田北1～3丁目 永田山王台 永田東1、2丁目 永田南1、2丁目 中村町1～3丁目 西中町4丁目 八幡町 東蒔田町 伏見町 平楽 別所2～5丁目 別所中里台 堀ノ内町1、2丁目 蒔田町 真金町1、2丁目 南太田1丁目 三春台 宮元町3丁目 六ツ川1、2丁目 睦町1、2丁目 若宮町1～4丁目</p> |
|--|--|---|---|---|---|

助成制度 1



感震ブレーカー「簡易タイプ」の配送

横浜市と南区が感震ブレーカーの器具代金を一部負担します。

対象製品

感震ブレーカー「簡易タイプ」
(3ページの11器具)

申請要件

上記記載の対象町丁目にお住いの世帯の方
※工事や事務所空き家や空アパート等自らが居住していない建物は対象外

自己負担額

次ページにてご確認ください。
※器具によって異なります。

助成件数

区内先着順 200個

助成制度 2



感震ブレーカー「簡易タイプ」の取付代行

助成制度 1 を申請頂いた方のうち、下記の要件を満たす世帯のみです。

申請要件

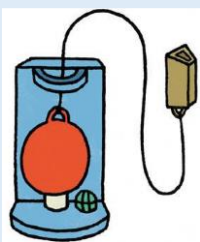
同居者全員が、
下記ア～カのいずれかであること

- ア. 65歳以上
 - イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
 - ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
 - エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
 - オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
 - カ. 中学生以下
- ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については、イ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

助成件数

市内先着順 200個

おもり式



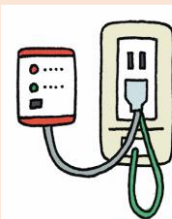
揺れを感知すると、おもり玉が落下し、ブレーカーのスイッチを落とします。

バネ式/電池式



揺れを感知すると、バネの力や電池によりバンドが作動してブレーカーのスイッチを落とします。

コンセント差込式



コンセントに差し込んで使います。基本的には漏電遮断器に配線されている系統の電気のみを遮断します。

ご案内の補助対象器具は、**すべての分電盤に対応可能ではありません**。分電盤の種類によって設置が困難なことがあります。判断が難しい場合は、各メーカーにお問い合わせください。

| | 商品名 | メーカー名 | 自己負担額 <small>横浜市と南区が器具代金の一部を助成した後の金額</small> | 取付方法 | 参考 |
|----------|------------|-------------|---|-------------------------------|----|
| おもり式 | スイッチ断ボールⅢ | (株)エヌ・アイ・ピー | 930円 <small>(送料・税込)</small> | 付属の両面テープで分電盤に取付 | |
| | “光る”おもり君 | (株)ブルーウッド | 990円 <small>(送料・税込)</small> | 付属の両面テープで分電盤に取付 | |
| バネ式／電池式 | ヤモリ | (株)リンテック 21 | 920円 <small>(送料・税込)</small> | 付属の両面テープで分電盤に取付 | |
| | ヤモリ de セット | | 1,110円 <small>(送料・税込)</small> | 本体と作動部を付属の両面テープで壁と分電盤に取付 | |
| | パワーヤモリ セット | | 4,700円 <small>(送料・税込)</small> | | |
| | ピオマ | (株)生方製作所 | 6,650円 <small>(送料・税込)</small> | 壁に本体を、作動部を分電盤に付属のビス又は両面テープで取付 | |
| コンセント差込式 | 震太郎 | 大和電器(株) | 5,720円 <small>(送料・税込)</small> | アース付きコンセントに取付 | |
| | 地震みはりロボ | (株)サルバ | 20,020円 <small>(送料・税込)</small> | 壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付 | |
| | KI感震センサー | ケー・アイ技術(株) | 2,350円 <small>(送料・税込)</small> | 壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付 | |
| | 一発遮断 | 多摩岡産業(株) | 1,600円 <small>(送料・税込)</small> | 壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付 | |
| | 瞬断 | (株)エコミナミ | 4,540円 <small>(送料・税込)</small> | 壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付 | |

商品の詳細や取付の可否については、横浜市HPもご利用ください。

「横浜市 感震ブレーカーHP内」感震ブレーカーの助成・取付支援についての(3)対象製品欄に掲載の(別紙)をご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/iishin/sonae/kanshin.html>



申込方法

郵送・FAX申込

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し横浜市防火防災協会へ送付します。

- 郵送：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- FAX：045-714-0921へ送信

電子申請

市HPまたは右記のQRコードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



申込先・相談先 ●横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

公益社団法人 横浜市防火防災協会

〒232-0064 横浜市南区別所1-15-1
電話：045-714-0929 FAX：045-714-0921

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。
訪問による相談も承ります。(先着400名まで)

申込の流れ ●混雑状況により申込から配送・取付までにお時間がかかる場合があります。

申込

●申込方法は上段をご確認ください。●申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。

助成制度 1

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレーカーをお届けします。
- 代引きによる配送をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。
- 支払い後に、同封されている横浜市長印付の通知書をご確認ください。
- 届いた器具をご自身で取付けしてください。

※配送後に器具の返品や返金はできません。

助成制度 2

- 利用決定後、取付訪問日を調整します。
- 申請書に記載された連絡先に、横浜市防火防災協会の担当者が連絡いたします。

取付訪問

- 調整した日時に取付員が訪問します。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。

注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いいたします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

利 用 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

| | |
|--|--|
| 申請者 | (フリガナ) |
| 住所 | 〒 横浜市南区 |
| 電話番号 | ※ 必ず記入してください。 （日中、連絡が取れる電話番号をお書き下さい。） |
| 1. 希望する助成制度（必ず、申請する助成制度の□を■に塗りつぶして下さい。） <input type="checkbox"/> 器具助成（配送） <input type="checkbox"/> 器具助成（配送）＋器具取付（要件： <u>同居者全員</u> が65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること） | |
| 2. 希望する感震ブレーカー（必ず、希望する製品の□を■に塗りつぶして下さい。） <input type="checkbox"/> 「スイッチ断ボールⅢ」(930円) <input type="checkbox"/> 「”光る” おもり君」(990円) <input type="checkbox"/> 「ヤモリ」(920円) <input type="checkbox"/> 「ヤモリ・デ・セット」(1,110円) <input type="checkbox"/> 「パワーヤモリセット」(4,700円) <input type="checkbox"/> 「ピオマ」(6,650円) <input type="checkbox"/> 「震太郎」(5,720円) <input type="checkbox"/> 「地震みはりロボ」(20,020円) <input type="checkbox"/> 「K i 感震センサー」(アース線タイプ) (2,350円) <input type="checkbox"/> 「K i 感震センサー」(3端子線タイプ) (2,350円) <input type="checkbox"/> 「一発遮断」(1,600円) <input type="checkbox"/> 「瞬断」(4,540円) | |
| 3. 同意事項（必ず、同意の上、右の「はい」に○を付けてください。） → はい 申請にあたり、下記の同意事項に同意します。 ・当該助成制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。 ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。 ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません（停電時に使用するバッテリーを備えています）。 ・現状回復義務の観点から、貸主等との相談や了承を得ています。（賃貸にお住まいの方のみ） ・当該助成制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。 | |

↓ 折り線①

2328790



2026年3月31日まで (切手不要)

横浜市南区別所一丁目15番1号 B M L 横浜ビル2階
公益社団法人
横浜市防火防災協会
防災支援課
行



→ 折り線④

↑ 折り線②

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

← 折り線③

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。